

2文科高第 1341 号  
医政発 0331 第 71 号  
令和 3 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事  
各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各 国 公 私 立 大 学 長  
殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

文部科学省高等教育局長  
( 公 印 省 略 )

文部科学省初等中等教育局長  
( 公 印 省 略 )

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）については、別紙のとおり、令和 3 年 3 月 31 日付けで公布され、令和 3 年 4 月 1 日より施行されます。

この省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを御了知いただくとともに、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長、各指定都市教育委員会教育長及び各国公私立大学長におかれては、貴管下の学校養成施設及び関係団体への周知を行っていただくようお願いいたします。

なお、本通知の「第 2 施行期日等」の「2 その他」における歯科技工士養成所に係る事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正

#### 1 改正の趣旨

歯科技工士学校養成所指定規則（昭和31年厚生省令第3号。以下「指定規則」という。）第2条においては、文部科学大臣又は都道府県知事が行う歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第14条第1号に規定する歯科技工士学校又は同条第2号に規定する歯科技工士養成所（以下「養成施設」という。）の指定に係る基準について定めており、当該基準の一つとして、1学級の定員を定めているが、今般、入学者数の現状等を踏まえた上で、教育効果を向上させる観点から、所要の改正を行った。

#### 2 改正の内容

指定規則第2条第5号を改正し、養成施設の指定基準における1学級の学生又は生徒の定員について、現行の「10人以上」という下限を撤廃するとともに、現行の「35人以内」という上限を「30人以内」に改めた。また、改正後の「30人以内」という上限については、授業の方法及び設備等の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではないこととした。

### 第2 施行期日等

#### 1 施行期日

令和3年4月1日

#### 2 その他

改正後、指定規則第2条第1項に基づく指定の申請及び第4条第1項の変更の承認の申請を行うに当たって、1学級の定員が省令に定める定員数を超過する場合は、遅くとも授業を開始しようとする日（変更の承認にあつては、変更を行おうとする日）の6か月前までに、別添の理由書を、歯科技工士学校の場合は文部科学大臣、歯科技工士養成所の場合は設置予定地（変更の承認にあつては養成所の所在地）の都道府県知事に提出すること。

なお、この省令の施行に際し現に指定を受けている養成施設において、1学級の定員が省令に定める定員数を超過して既に指定又は承認を受けている場合にあつては、令和3年7月1日までに別添の理由書を、歯科技工士学校の場合は文部科学大臣、歯科技工士養成所の場合は養成所の所在地の都道府県知事に提出すること。

また、都道府県知事は当該理由書を確認したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告すること。

(別添)

理由書(第2条第5号関係)

養成施設の名称		
設置者	名称	
	住所	〒
	電話番号	
	FAX 番号	
開設・変更予定 年月日	年 月 日 授業開始	
定員等	1 学級定員 名	年課程(昼・夜)
授業の方法及び設備等、教育効果を十分に挙げられるとする理由。		

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔政 令〕

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(七三三)  
○公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令(七四)

### 〔府 令〕

○内閣府聴聞手続規則の一部を改正する内閣府令(内閣府一八)  
○公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令(同一九)  
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二〇)  
○個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(同二一)  
○特定目的信託財産の計算に関する規則等の一部を改正する内閣府令(同二二)

### 〔府令・省令〕

○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令  
(内閣府・財務・経済産業三)

三五

○経済産業省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令  
(内閣府・経済産業一)

○沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令(同二)

○中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令(同三)

### 〔復興庁令〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令  
(復興庁一)

### 〔復興庁令・省令〕

○国土交通省関係福島復興再生特別措置法第六十一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける産業復興再生事業を定める命令の一部を改正する命令  
(復興庁・国土交通一)

### 〔省 令〕

○郵便法施行規則の一部を改正する省令(総務二九)  
○地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三〇)

六

○令和二年度から令和六年度までににおける地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令(総務・財務一)

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令  
(総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二)

○司法試験法施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○財務省聴聞手続規則の一部を改正する省令(財務一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
(財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一)

○学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(文部科学一四)

○科学技術・学術政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一五)

○国立教育政策研究所組織規則の一部を改正する省令(同一六)

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一七)

三三

○科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令(同一八)

○美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一九)

○診療放射線技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令  
(文部科学・厚生労働一)

○臨床検査技師学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同二)

○歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(同三)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の財務及び会計等に関する省令の一部を改正する省令  
(文部科学・経済産業一)

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の業務運営に関する命令の一部を改正する命令  
(文部科学・経済産業・原子力規制委一)

○戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働六四)

○国民健康保険の事務負担金等の交付額等の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六五)

○国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令(同六六)

○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令(同六七)

(以下次のページへ続く)  
本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

三五

その他の実習	メンテナンステ作業(免疫学的検査、血液学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査) 臓器の切り出し及び写真撮影 標本作成及びその報告 検査前の患者への説明(検査手順を含む。)
検体採取	チーム医療(栄養サポート、感染制御、糖尿病療養指導)

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に臨床検査技師等に関する法律(昭和三十二年法律第七十六号)第十五条第一号の指定を受けている学校又は臨床検査技師養成所において臨床検査技師として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の臨床検査技師学校養成所指定規則(以下「新規則」という。)第二条第三号及び第四号並びに別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 新規則別表第一及び別表第二に定める教育の内容について、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十二年政令第二百二十六号。以下「令」という。)第十条第一項の指定又は令第十二条第一項(令第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2 文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があつた場合には、この省令の施行の日前においても、令第十条第一項又は第十二条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

○文部科学省 厚生労働省 令第三号

歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号)第九条第一項の規定に基づき、歯科技工士学校養成所指定規則の一部を改正する省令。  
令和三年三月三十一日

文部科学大臣 萩生田光一  
厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(指定基準) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 学生又は生徒の定員は、一学級三十人以内であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りでない。 六、九 (略)</p>	<p>(指定基準) 第二条 (略) 一、四 (略) 五 学生又は生徒の定員は、一学級十人以上三十五人以内であること。 六、九 (略)</p>

附則  
この省令は、令和三年四月一日から施行する。